

第3章 成年後見制度について

(第2期静岡市成年後見制度利用促進計画)



1 はじめに

第3章では、基本目標2「寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます」の取組の視点2-1「一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します」における重要な取組の1つである、成年後見制度について説明します。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方について、家庭裁判所から選任を受けた人が、本人の心身や生活の状況に応じて、代わりに財産を管理したり、必要な契約を結んだりして、本人らしい暮らしを支えていくものです。

この制度は、一見すると、本人と成年後見人等の両者だけの関係性のように感じるかもしれませんが。

しかし、実際に地域の中では、支援が必要な状態であっても声をあげることができない方や、判断能力が低下しても成年後見制度等の権利擁護支援¹を利用しながら生活を送っている方、さらにそのような方々に気づき支援を行っている方など様々な方が共に生活しています。

どのような状況・立場の方であっても、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、本人と成年後見人等のもとより、関係機関や地域住民、行政など様々な主体が連携し、必要な支援を検討していくことが重要です。全ての人が地域社会に参加し、それぞれが自分らしい生活を送ることができるようになることで、地域共生社会への実現が推進されていきます。

今後、ますます高齢化が進んでいき、権利擁護支援を必要とする方は増加していくことが見込まれる中、誰もが個人として尊重され、自分の意思をもって最後まで自分らしく生活できる地域共生社会の実現を推進するため、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案した上で、成年後見制度を含む権利擁護支援策の利用促進について地域福祉計画内に定めます。

また、本章を、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に位置付けます。

¹ 地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を手段として、支援を必要とする方が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を達成するための支援活動のこと。(国計画より)

成年後見制度ってどんな制度？

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、預貯金・不動産の管理、福祉サービスなどの契約を一人で行うことが難しい場合や、悪徳商法などの本人にとって不利益な契約を結ぶことによる被害を防止するために、支援者（成年後見人等）を決め、本人を法的に守り、支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、『法定後見制度』と『任意後見制度』の二つがあります。

『法定後見制度』は、判断能力が不十分となってしまった方が利用する制度です。本人の判断能力の程度に応じて『補助』『保佐』『後見』の三つの類型に分けられます。『法定後見制度』を利用するためには、家庭裁判所へ申立てを行い、成年後見人等を選任してもらうことで利用が開始します。

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 （※1）	申立てにより裁判所が定める行為 （※2）	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
代理できる行為 （※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）については含まれません。

※2 借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要です。

一方、『任意後見制度』とは、現時点では判断能力のある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分の生活や療養看護、財産の管理に関する事務の内容や事務を行う人を事前の契約によって定めておく制度です。この契約を任意後見契約といい、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。実際に判断能力が低下してしまったときに、親族等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、選任されると契約の効力が発生します。

『任意後見制度』は、事前に自分の将来について決めておくことができる、いわば“転ばぬ先の杖”として注目を集めています。

成年後見人等には誰がなれるの？

誰が成年後見人等になるかは、家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

例えば、本人に身近な親族や、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人が成年後見人等を担うことがあります。

これらの候補者に加え、新たな担い手として期待されているのが『市民後見人』です。『市民後見人』とは、弁護士などのように専門的な資格は有しないものの、社会貢献への意欲や、倫理観が高い市民の中で成年後見に関する一定の知識・態度を身につけ、家庭裁判所に選任された後見人等のことです。『市民後見人』は、本人と同じ市民の目線で活動を行うため、本人に寄り添い、その意思をより尊重したきめ細かな支援を行うことができます。また、地域の一員であることから、地域とのつながりを活かした活動を行うことができるという強みがあります。

静岡市においても市民後見人の養成を行っており、研修を修了した方の中には、実際に市民後見人として活躍している方もいます。

後見人等にはなんでも頼めるの？

成年後見人等の仕事には、大きく分けて『財産管理』と、『身上保護』の2つがあります。

『財産管理』は、預貯金・不動産等の管理や、契約の締結、本人に不利益な契約の取消しなどを行います。

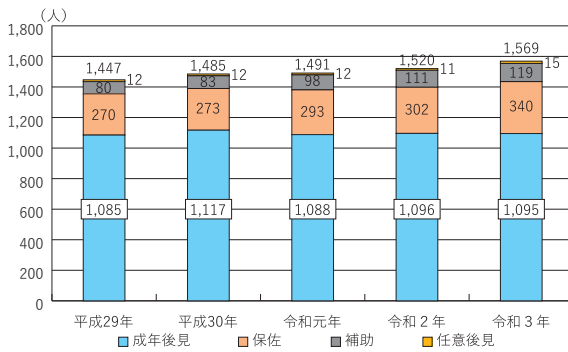
『身上保護』は、本人の心身の状況に合わせて生活の支援を行うことであり、定期的な訪問や状況の確認、入院・入所の手伝いなどが含まれます。

一方、食事をつくる・掃除をする・介護をするという行為や、毎日の話し相手、手術をするしないを決めるといった医療行為に対する同意などについては後見人の業務には含まれません。



2 静岡市における制度の利用等統計データ

①成年後見制度の利用者数

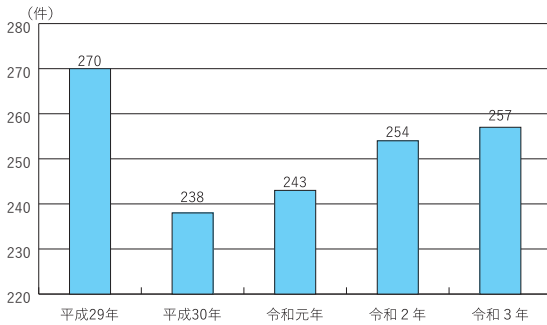


(家庭裁判所)

成年後見制度の利用者数は微増傾向にあります。特に、保佐・補助類型についての増加率が伸びています。

しかし、認知症高齢者数や療育手帳・精神保健福祉手帳の保持者数に対しては、依然としてかなり少ない利用者数となっています。

②成年後見制度の申立数



(家庭裁判所)

平成30年以降は増加傾向にあります。

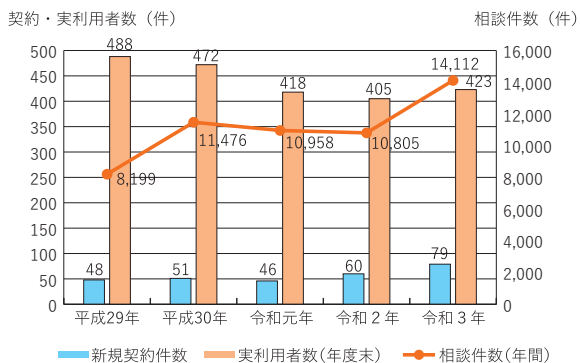
③成年後見人等の属性（成年後見人等と本人の関係別件数）

全体の約7～8割が専門職後見人であり、特に司法書士の受任件数が一番多くなっています。

	親族		弁護士		司法書士		社会福祉士		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
平成29年	78件	28.7%	56件	20.6%	93件	34.2%	38件	14.0%	7件	2.6%	272件
平成30年	66件	25.4%	53件	20.4%	89件	34.2%	45件	17.3%	7件	2.7%	260件
令和元年	53件	19.3%	43件	15.6%	123件	44.7%	47件	17.1%	9件	3.3%	275件
令和2年	52件	18.4%	52件	18.4%	115件	40.8%	52件	18.4%	11件	3.9%	282件
令和3年	60件	20.7%	66件	22.8%	106件	36.6%	47件	16.2%	11件	3.8%	290件

※複数の成年後見人等がある場合には、複数の属性に該当している場合があります。(家庭裁判所)

④日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況



（静岡市社会福祉協議会）

日常生活自立支援事業は、日々の生活が大変な認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、アドバイスや情報提供を行い、選択や契約を支援するものです。

事業利用に関する新規契約件数は、概ね増加傾向にあり、直近2年間における相談件数は、約1.3倍となっており、利用者、利用希望者のニーズが高まっていることがうかがえます。

⑤市長申立て

高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、他に申立てをする人がいない等、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市長は審判の請求をすることができるとする老人福祉法等の規定に基づき、市長による申立てを実施しています。また、申立て費用の助成も行っています。

市長申立ての件数については、対象者別にみても概ね増加傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症	27	43	40	47	48
知的障がい	1	3	2	5	6
精神障がい	3	1	6	5	5
合計	31	47	48	57	59

（静岡市）

⑥報酬助成

資力のない制度利用者を対象に、成年後見人等に支払う報酬の一部を助成することで、制度利用を支援し、権利擁護を推進しています。なお、令和元年度から市長申立て以外の方で後見人等が選任された方にも対象者を拡大しました。

対象を拡大した令和元年度以降、助成件数が大きく伸びています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症	16	20	38	56	73
知的障がい	4	5	12	21	26
精神障がい	1	1	6	14	12
合計助成件数	21	26	56	91	111
助成金額（円）	4,549,000	4,981,690	8,921,147	14,273,900	18,422,773

（静岡市）

⑦相談件数（静岡市成年後見支援センター）

令和2年7月に、常設の相談窓口である「静岡市成年後見支援センター」を開設しました。また、葵区・駿河区・清水区それぞれにおいて、月に1回社会福祉士と弁護士又は司法書士による相談会を開催しています。

成年後見支援センターに寄せられる相談は年々大幅に増加しています。また、令和3年度における相談者の対象者別の割合は、認知症が407人（37.7%）、知的障がい者が183人（16.9%）、精神障がい者が180人（16.7%）、その他または不明が311人（28.8%）でした。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間相談件数	411	814	1,081

⑧市民後見人の養成（静岡市成年後見支援センター）

平成30年度から市民後見人養成研修を行っています。基礎編と実務編をそれぞれ1年ずつ受講し、修了した方の中から家庭裁判所から選任された方が市民後見人として活躍しています。市民後見人として活動する前には実務経験を積む機会を設けたり、活動中も静岡市成年後見支援センターが相談に乗る等、市民後見人が活動しやすい仕組みづくりを進めています。

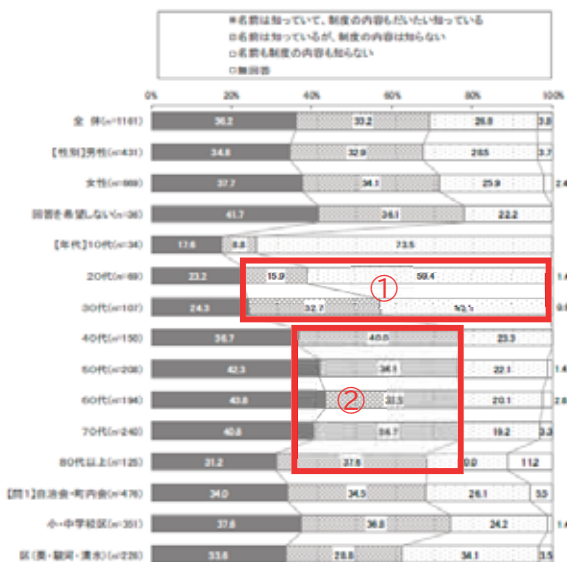
家庭裁判所により市民後見人に選任された延べ人数	5人※
市民後見人候補者名簿掲載人数	27人

（※令和5年2月時点の数値であり、3月末までに延べ6人選任される予定です）

3 成年後見制度における本市の課題

①制度の認知度の低さ

『令和3年度 地域福祉に関する市民アンケート調査』より
 問 静岡市では成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。成年後見制度についてご存知ですか。



①20～30代の若い世代において、約8割が「制度の名前も内容も知らない」
 「名前は知っているが制度の内容までは知らない」と回答。

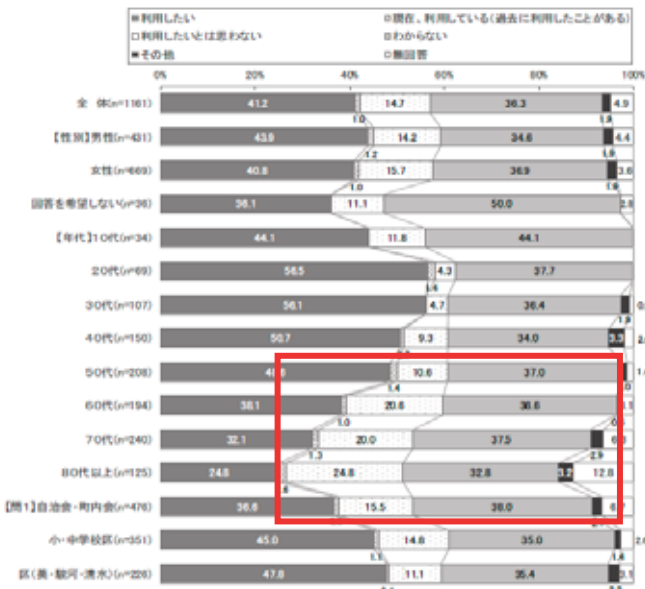
②40代以上においても、3～4割は「名前は知っているが制度の内容までは知らない」と回答。



このことから、特に若い世代に対する認知度が低いことや、制度の名前を知っていても内容まで知られていない現状がうかがえます。

②制度の利用に対する消極的な意識

『令和3年度 地域福祉に関する市民アンケート調査』より
 問 あなた自身やご家族が認知症等になり、判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思いますか。



「利用したいと思わない」「わからない」を合わせた割合が約4割～6割となっている。(60代以上については、半数以上)



約半数の方が制度の利用に対して消極的な意識を持っていることがわかります。これは、制度の内容や、利用するメリットが十分に理解されていないこと、制度を利用しにくいと感じている人が一定数いることによるものと考えます。

③後見人等の担い手不足

全国的にも、後見人等の担い手は、以前の親族中心から、弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職の割合が高くなっており、静岡市においても、令和3年度に選任された後見人等のうち約75%が専門職でした。

専門職が受任できる数にも限りがあるため、必要な人に後見人等をつけることができるように担い手を確保していく必要があると考えます。

また、市民後見人養成研修修了者数に対する、市民後見人選任者数が2割程度となっています。市民後見人受任と地域福祉の担い手としての活動を推進するためにスキームの確立とフォロー体制の強化を行う必要があります。

④中核機関の機能維持・強化

今後権利擁護支援を必要としている人が増加していくと考えられる中で、成年後見制度を含めた権利擁護支援策の利用が促進され、利用者が増えていくことを想定すると、現在の中核機関の体制では機能維持が難しくなっていくと考えられます。

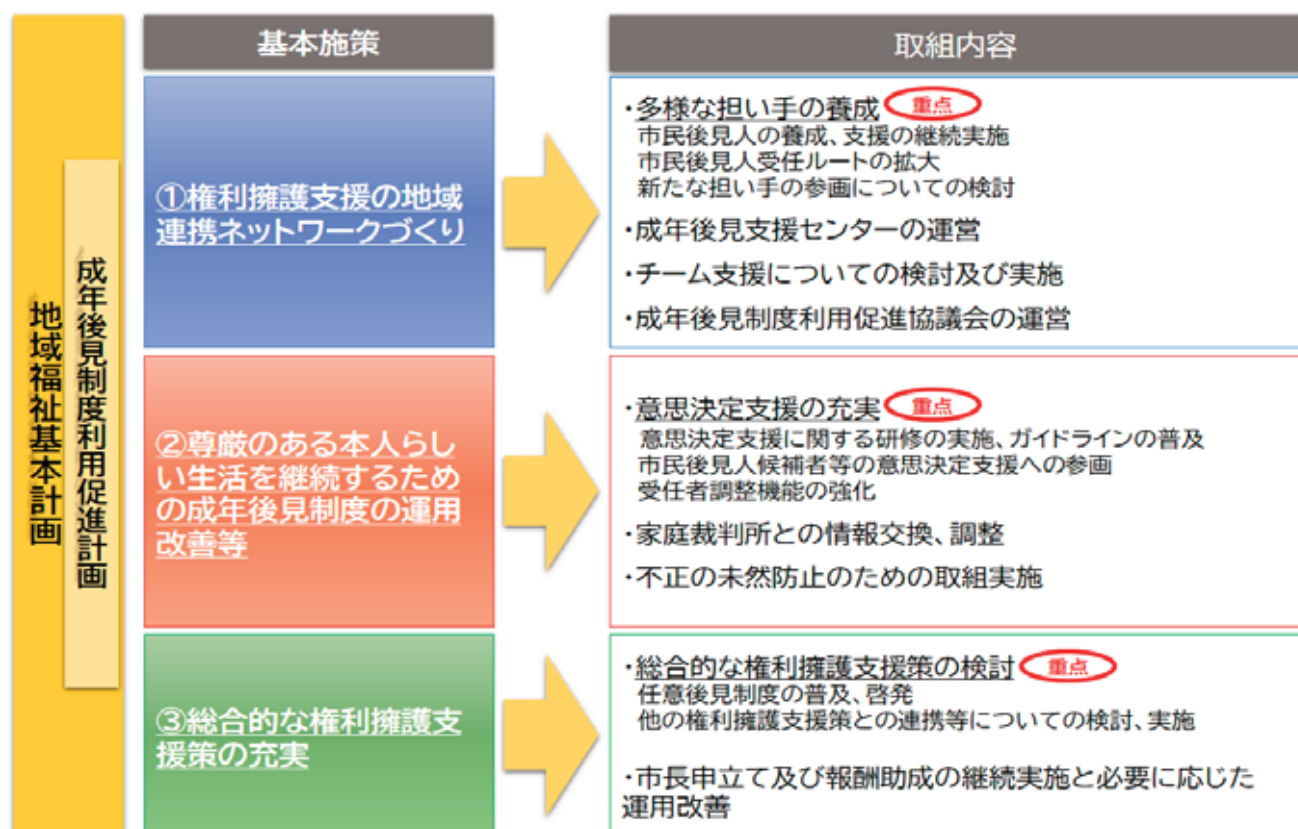
そこで現在中核機関が担っている機能を整理し、強化すべき機能や地域連携ネットワークのなかに分散できる機能等整理を行う必要があります。

4 計画の成果指標

地域福祉基本計画の基本理念、基本目標及び成果指標に基づき、8年にわたり事業を進めていきます。(計画期間：令和5年度から令和12年度までの8年間)

成年後見制度に係る具体的な成果指標については、国の動向を踏まえた上で、地域福祉基本計画の実施計画において定めます。

5 計画の体系



6 基本施策

地域福祉基本計画における基本目標達成のために、以下の基本施策に基づいた取組を行っていきます。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しく、権利を侵害されていることに気づかない場合があります。また、身寄りがないなどにより、孤独・孤立の状態となっている場合もあります。こうした方々も含めた地域に暮らす全員が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするためには、支援が必要であることに気づく人、支援につなぐことができる人、実際に支援を行っていく人、制度の運用を行う人など様々な役割を持った主体が地域の中で連携を行うことが必要となります。

そこで地域や福祉、行政などに司法を加えて多様な主体が連携するしくみを作っていきます。

特に、権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の支援の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。その一方で、現在の受任者の7割近くを占める専門職においても、受任に対する体制はひっ迫している現状があります。加えて、後見人1人では対応の難しい複雑な課題を抱えたケースや、障がいのある方など長期的な利用が見込まれる対象者も増加しており、受任体制の強化を行う必要があります。そのため、市民後見人、法人後見、専門職後見人等のそれぞれの役割に応じて活躍できるよう、担い手の確保・育成を重点的に取り組んでいきます。

併せて制度の利用検討段階、申立て段階、利用開始後のどの段階においてもチーム支援を行える体制を目指すとともに、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できる体制を整備していきます。

取組内容		目指す姿
重点 多様な担い手の養成	市民後見人候補者の養成・支援の継続実施	市民後見人養成研修を継続実施するとともに、修了後の支援も行い、より適切に本人の意思を尊重しながら後見活動を行えるようフォローできる体制が作られている。
	市民後見人受任ルートの拡大	多くの方へ支援が行き届くように、かつ、市民後見人候補者の活躍できる場が増えるように、市民後見人の受任ルートについて関係機関と協議を行い拡大されている。
	新たな担い手の参画についての検討	新たな職種の専門職団体の参画や、法人後見の担い手を養成するための方法等を検討し、家庭裁判所等との協議や、新たな法人後見団体立ち上げのための支援が行われている。
成年後見支援センターの運営	権利擁護に向けた支援機能の中核を担い、本人・関係者間のコーディネートが行われている。 相談支援 制度利用前だけでなく、申立の準備段階や制度利用中の本人・その親族・関係者・後見人等への相談支援等にも対応している。 広報・研修 市民に対する制度、相談窓口の周知等の広報に加え、地域連携ネットワークの参画者、参画候補者に対する広報・研修を強化し、権利擁護支援についての共通理解の促進が行われている。 この他、市民後見人の養成・活動支援及び受任者調整会議を実施している。	
権利擁護支援チームについての検討及び支援実施	中核機関のコーディネート機能を強化し、権利擁護支援チームの形成・自立支援が行われている。	
成年後見制度利用促進協議会の運営	地域連携ネットワークの強化のために、様々な主体との連携を行い、情報共有・制度の運用改善について継続的に課題の抽出、検討、改善実施を行っている。	

②尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度への運用改善

本人の自己決定権を尊重し、法律行為等の内容に本人の意思と選好、価値観を反映するために、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を重点的に進めています。

加えて、家庭裁判所と関係者で連携し、本人のニーズ、課題や状況の変化に応じて適切な後見人等の選任・交代を推進していきます。

さらに、利用者が安心して利用できるよう未然に不正を防止するとともに、利用しやすさとのバランスをとっていきます。

	取組内容	目指す姿
重点 意思決定支援の充実	意思決定支援に係る研修の実施とガイドラインの普及	権利擁護支援に関わる者を広く対象として研修等を行い、本人の意向を尊重した意思決定の支援が行われている。
	市民後見人養成研修修了者の意思決定支援等への参画	地域社会の担い手の即戦力として意思決定支援等への参画を促進し、より活発に地域活動が行われている。
	受任者調整会議の機能強化	複合的な課題を抱えた方が、適切な支援につながることで、また、本人のニーズや課題、状況の変化に応じて適切な後見人等の選任・交代が推進できるように体制が強化されている。
家庭裁判所との情報交換・調整	運用・監督機能を有する家庭裁判所と密に連携を行い、より適切に成年後見制度の利用がなされるよう調整されている。	
不正の未然防止のための取組の実施	広報・研修活動を通じて、市民後見人や親族後見人を含めた権利擁護支援の関係者に対し、不正防止の啓発が行われている。	

③総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度を含め、様々な権利擁護支援との連携を行い、本人にとって最善の支援を選択できるような環境を整備します。加えて、社会情勢の変化や国の制度改正等に柔軟に対応していきます。

また、静岡市認知症ケアセンター『かけこまち七間町』等との連携を強化し、
 『将来に向けた備え・意思決定』という観点からも、任意後見制度等の啓発を含めた権利擁護支援の利用促進に関する取組を進めていきます。

加えて、どのような財産状況・生活状況の方であっても、等しく制度を利用できるように利用支援の体制についても強化を行っていきます。

取組内容		目指す姿
重点 総合的な権利擁護支援策の充実	任意後見制度の普及に向けた啓発活動	多くの方が任意後見制度を活用していけるように、任意後見制度をテーマとした研修や講演会等により普及・啓発を行っている。
	他の権利擁護支援事業との連携等についての検討、実施	日常生活自立支援事業等他の権利擁護支援事業と適切に連携を行い、必要な人に必要な支援が届く体制が整備されている。
市長申立て及び報酬助成の継続実施と必要に応じた運用改善		資産状況や、親族関係等本人を取巻く状況にかかわらず、適切な支援を受けることができるように、ニーズに合わせた利用支援事業を行っている。 また、報酬の助成額や助成対象者等について検討を行い、必要な制度運用改善が行われている。

7 計画の評価及び進行管理

法律・福祉の専門職団体等で構成する「静岡市成年後見制度利用促進協議会」において、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

加えて、成年後見制度利用促進法第14条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、「静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会」において計画の評価及び進行管理を行います。